

これだけは知っておきたい
支援制度

障がいのある 子どものために

経済的な助成や支援制度は、
お問い合わせのうえ、ご利用ください。



心身障がい者医療費助成制度

心身障がい者の方が、病気やけがのために病院などの保険医療機関で診療を受けた場合、医療費のうち保険適用分の自己負担額が助成されます。医療費の助成を受けるには、あらかじめ受給者証の交付を受けなければなりません。国保医療課・市民窓口センター・各窓口センターで申請してください。該当者には、心身障がい者医療費受給者証が交付されますから、病院などの保険医療機関で診療を受ける場合は、保険情報が確認できるもの（マイナ保険証・資格確認書）を添えて必ず窓口に提示してください。



対象となる方

四国中央市に住所があり、

- ・身体障害者手帳1・2級、または療育手帳Aのいずれかの交付を受けている方
- ・身体障害者手帳3～6級と、療育手帳Bの両方をお持ちの方
- ・身体障害者手帳3級、または療育手帳Bのみをお持ちの方で、所得税非課税世帯の方

※ただし、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・生活保護法による医療扶助を受けている方
- ・国民健康保険や社会保険等、医療保険に加入されていない方

【お問い合わせ】 国保医療課 ☎0896-28-6017

特別児童扶養手当

身体や精神に一定以上の障がいがある20歳未満の子どもを養育している方に支給される手当です。手当を受けるには、障がいの程度や所得制限など要件があります。詳しくはご相談ください。

【お問い合わせ】 こども家庭課 ☎0896-28-6027

自立支援医療（育成医療）

身体の機能に障がいがある子ども、もしくは機能障がいを招くおそれのある子ども（18歳未満）で、適切な医療を行うことにより、障がいの治癒、もしくは軽減を図ることができる場合、その治療にかかった費用の一部を公費負担する医療給付制度です。所得などに要件がありますので、詳しくは、下記にご相談ください。

【お問い合わせ】 生活福祉課 ☎0896-28-6023

未熟児養育医療

出生時に体重が2000g以下、または生活力が特に未熟で、集中治療等の入院医療が必要な1歳未満の子ども（未熟児）が受けられる医療給付制度です。

【お問い合わせ】 国保医療課 ☎0896-28-6017

小児慢性特定疾患

小児慢性特定疾患は、治療が長期にわたり医療費も高額となるため、家族の経済的負担が大きくなります。そこで、その医療を給付し、医療の確立と経済的負担の軽減を図っています。詳しくは、下記にご相談ください。

【お問い合わせ】 四国中央保健所 ☎0896-23-3360